

受付印

施設等利用給付認定変更申請書

寒河江市長 様

令和 年 月 日

子ども・子育て支援法第30条の8の規定により、子育てのための施設等利用給付認定を受けた内容を変更する必要が生じたので、届け出ます。

申請者	保護者	ふりがな				生 年 日	昭和	年 月 日		
		氏 名				月 日	平成	年 月 日		
	住所	〒 -					個人番号(マイナンバー)			
		現在の保育の必要性の理由 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (理由:) ※現在の保育の必要性の認定について記入してください。								
子ども	ふりがな				生 年 日	平成	年 月 日			
	氏 名				月 日	令和	年 月 日			
	保護者との続柄		認定区分	子ども・子育て支援法第30条の4 ※1		<input type="checkbox"/> 新1号 <input type="checkbox"/> 新2号 <input type="checkbox"/> 新3号	利用施設名称			
変更内容	【変更を行う原因となった理由】※2			<input type="checkbox"/> 保護者・子どもの氏名の変更 <input type="checkbox"/> 住所・連絡先等の変更						
				<input type="checkbox"/> 就労状況の変更 <input type="checkbox"/> 保育の必要性の理由の変更 <input type="checkbox"/> その他						
	誰が、いつから、どうなるか、など詳しく									
備考										

※1 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難だと認められたものを”**新2号**”とする。

満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難だと認められたもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯者であるものを”**新3号**”とする。

満3歳以上の小学校就学前子どもであって、上記、新2号認定および新3号認定以外の子どもを”**新1号**”とする。

※2 子ども・子育て支援法第30条の4第2号・3号の認定においては、”保育の必要性”の確認が必要であり、状況の変更によっては認定が取り消される場合があります。

*以下は記入しないでください

市記載欄	認定変更の可否				認定期間				
	可・否 (否とする理由)				自	令和	年	月	日
	年 月 日認定				至	令和	年	月	日